

地域主権改革の状況

1 出先機関原則廃止

(1) 現 状

野田総理の指示（10.20 地域主権戦略会議、10.21 閣僚懇）があり、広域的实施体制については、来年の通常国会への法案提出に道筋。

(2) 論点と方向

○広域的实施体制

- ・ 広域的实施体制について、関西、九州、各省で議論
- ・ 来年の通常国会への法案提出に向けて、両ブロック中心に活動

○ハローワーク

- ・ 1 県 1 カ所以上移管には無回答の一方、政府は「一体的取組」を促進（一体的取組は既に 8 道府県において提案済み、一部実施）
- ・ 全国知事会としては、1 県 1 カ所以上移管を求めているが、政府の回答が示されていないことが問題であり、政府の回答を要求中

○直轄道路・直轄河川

- ・ 移管に伴う財源のルールが明確に示されていないことから、移管協議が進まない。
- ・ 全国知事会から移管に伴う「財源フレーム案」を示す予定

○共通課題（ハローワーク、直轄道路・河川以外の移譲）

- ・ 府省が自己仕分けを行った事務では出先機関の廃止に結びつかない。
- ・ 全国知事会から「農地転用」（農政局）、「中小企業支援等」（経産局）、「旅客自動車運送事業の許認可等」（運輸局）の 3 分野の移管を提示

⇒総理指示が明確となった「広域的实施体制」以外は、政府との協議が事実上、進んでいない。

2 義務付け・枠付けの見直し

(1) 現 状

第3次見直しが11月末に閣議決定され、一括法案等が平成24年通常国会に提出される予定。

今後の見直しについては、項目数の「量」だけでなく、見直しの「質」が重要

(2) 論点と方向

○第3次見直しの着実な推進（第3次一括法案）

○義務枠の見直しに伴い国庫補助負担金の補助要綱も同様に見直される必要があるが、各省任せであり、政府として統一的な対応になっていない

※夏の全国知事会議後に見直しの考え方を示すことを政府に要請済み

※平成24年度補助要綱確定前に、更なる対応が必要

○「本丸」は「従うべき基準」の見直し（質の向上）

（第1次一括法附則第46条、第47条に検討規定等）

- ・「上書き権」に関する論点整理を実施中
- ・地方分権改革推進委員会が勧告した新たな義務付けに対する「法令のチェックシステム」の整備が必要
- ・条例委任項目（標準、参酌）において、「地域色」を出せた事例の共有化による政策立案能力の向上（分権の実績）

⇒理論と実践の両面から義務枠の更なる見直しなどを主張

3 今後の対応

(1) 政府との協議

出先機関原則廃止など喫緊の事項を中心に、国に対して真摯な協議、対応を求める。

(2) 民主党の地域主権改革に対する中間検証の実施

平成23年度末に中間検証を行う。

（地域主権戦略大綱の進捗検証、全国知事会の主張と照らしてどうか）

(3) 政府が平成24年夏に策定する予定の「地域主権推進大綱」への提案

(2)を踏まえ、今後の展望を含め、「地域主権推進大綱」への提案事項を整理。